

議案第34号

所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
制定について

所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別
記のとおり制定する。

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

本市の一般職員における初任給調整手当の見直し及び管理職員特別勤務手当の
新設に伴い、本市の企業職員についてもこれに準じた改正を行うとともに、規定
の整備をいたしましたく、本案を提案するものである。

所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年告示第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を加え、「扶養手当」を「扶養手当、管理職手当」に、「在宅勤務等手当、管理職手当」を「在宅勤務等手当」に改め、「夜間勤務手当」の次に「、宿日直手当、管理職員特別勤務手当」を加え、「、勤勉手当及び宿日直手当」を「及び勤勉手当」に改め、同条第3項中「夜間勤務手当」の次に「、宿日直手当」を加え、「、勤勉手当及び宿日直手当」を「及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。